

【経営事項審査（経営規模等評価及び総合評定値）の申請及び審査結果に係る個人情報の取扱いについて】

近畿地方整備局 建政部 建設産業第一課

【1】申請に係る個人情報の利用目的等

国土交通大臣が経営事項審査申請等により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

- 1) 経営事項審査申請等の審査事務
- 2) 経営事項審査申請等を行った者に対する指導監督等の事務

【2】結果に係る個人情報の利用目的等

国土交通大臣が経営事項審査結果に作成する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

1. 建設業法第27条の23第1項に規定する建設工事の発注者に対する経営事項審査結果の通知
(発注者支援データベース・システムにより提供する者を含みます)
2. 経営事項審査結果の公表及び閲覧
(公表及び閲覧については、(一財)建設業情報管理センターに委任しており、同センターにて行っています)
3. 経営事項審査結果を受けた者に対する指導監督等の事務
4. 行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律第8条第2項の規定による次の利用又は提供
 - 1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
 - 2) 国土交通大臣が法令に定める所掌事務の遂行に必要な限度で利用するとき
 - 3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用するとき
 - 4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供するとき
 - 5) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき
 - 6) その他提供することについて特別の理由があるときの提供